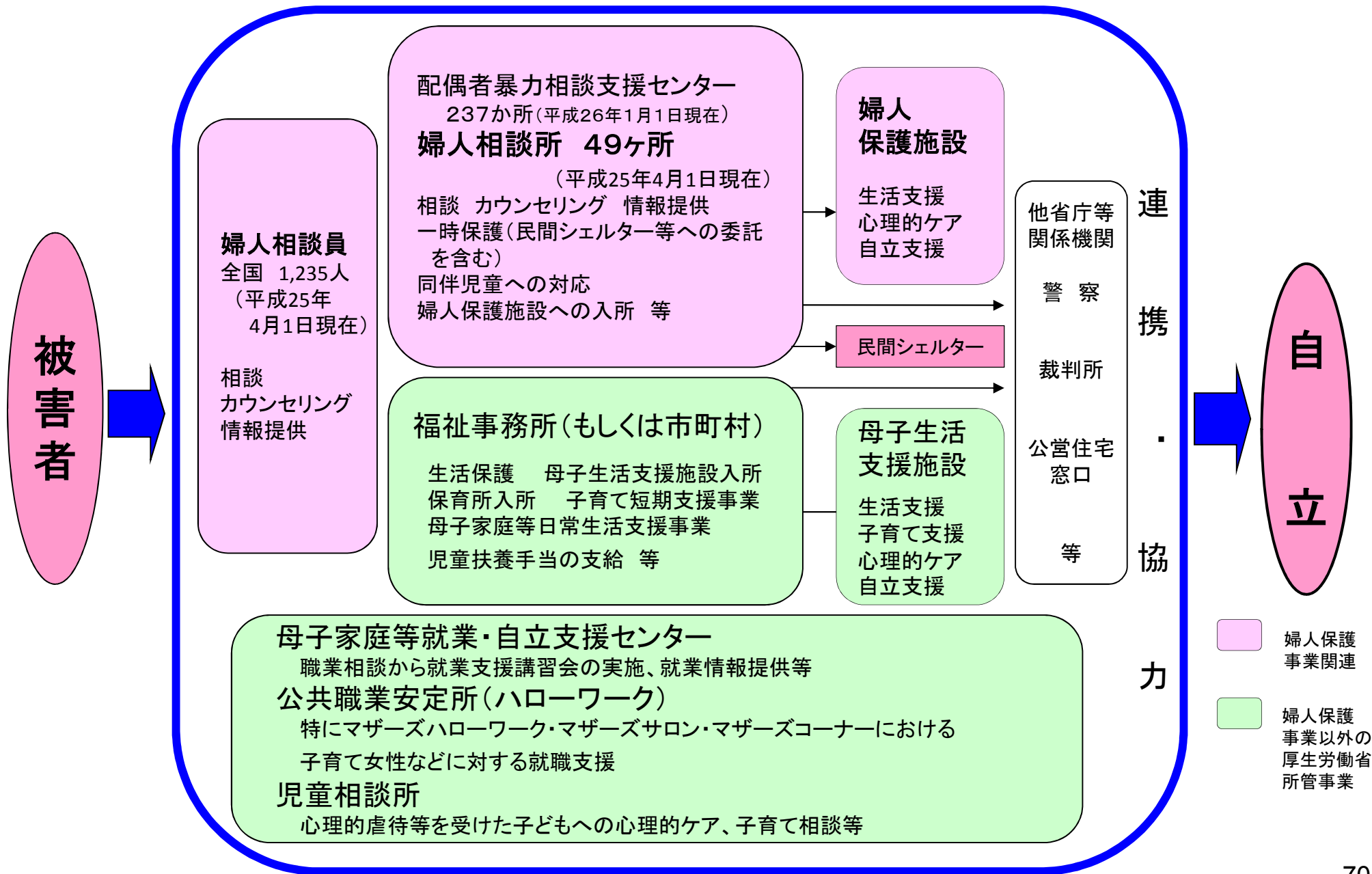


厚生労働行政における婦人保護事業関係機関（概要）

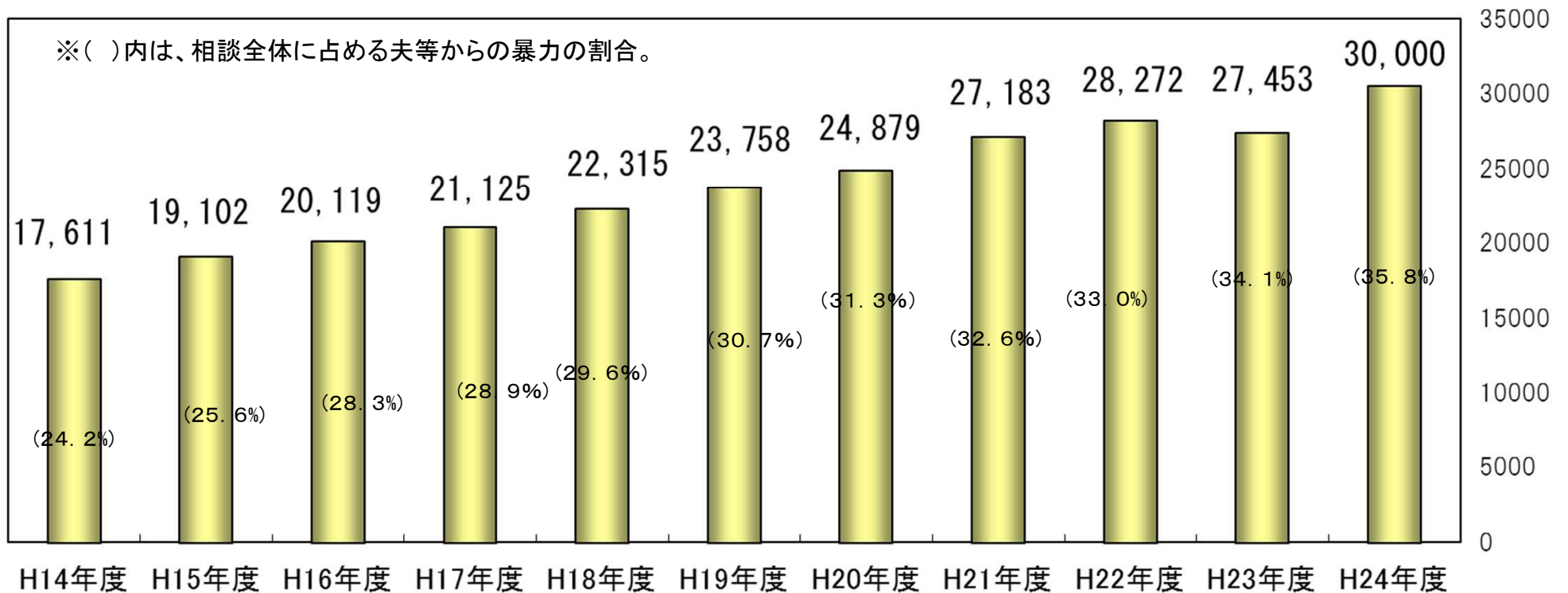


(4) 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

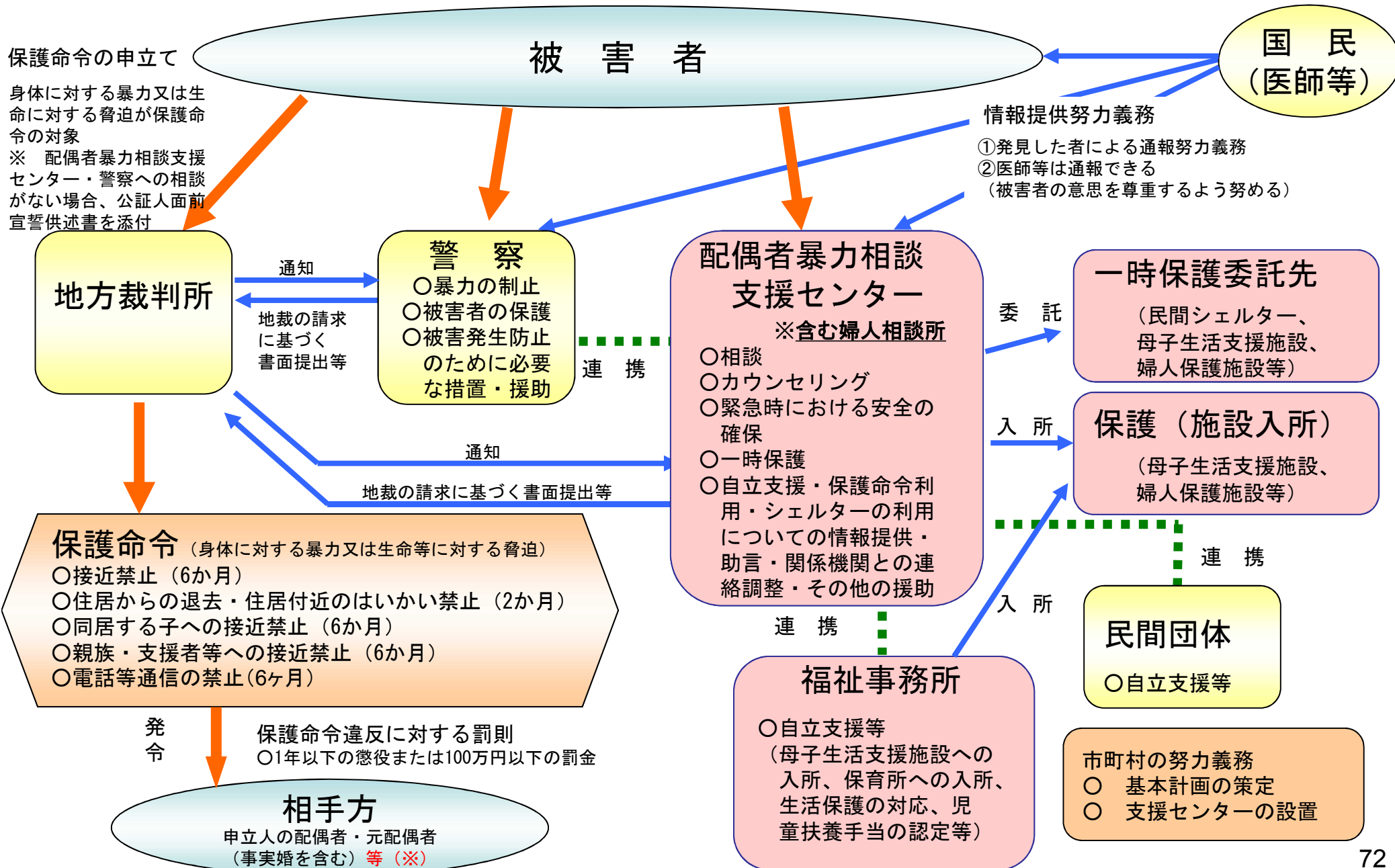
(人数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム

は厚生労働省に
関係するもの



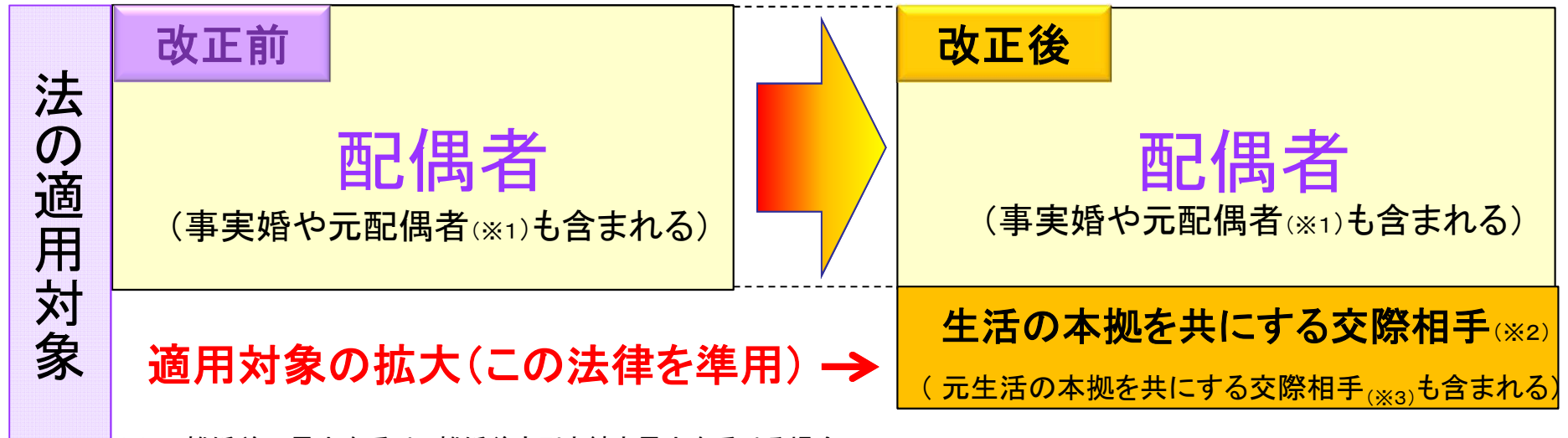
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について

- ◆平成25年6月26日に成立、同年7月3日に公布（議員立法）
- ◆平成26年1月3日より施行（公布の日から起算して6月を経過した日）

改正内容

- 「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象 ※下図参照
- 法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

【図】配偶者暴力防止法の適用対象の拡大について



※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く

※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合

詳細は内閣府のホームページを御覧ください。 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507.html>

婦 人 相 談 所 一 時 保 護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。

(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。

(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成25年4月1日現在で328施設。
(うちDV防止法第3条第4項に基づく委託先でない施設(売春防止法・人身取引関係のみ)が2か所)
- 平成24年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,834人。
(女性本人1,721人、同伴家族2,113人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.5日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(平成25年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	106 (108)	105 (98)	45 (32)	20 (22)	9 (8)	8 (8)	25 (19)	6 (6)	4 (2)	328 (303)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成24年4月1日現在

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について



妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知

相談窓口

女性健康支援センター	児童相談所	保健所	市町村保健センター	福祉事務所	婦人相談所
<ul style="list-style-type: none"> 女性のライフステージに応じた健康相談(妊娠、出産に係る悩みについての相談を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 養育困難にかかる相談施設入所 特別養子縁組を含む里親委託 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談) 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 下記についての相談・対応 生活相談(生活保護申請) 児童家庭相談(家庭児童相談室等) 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等の相談(婦人相談員) 入院助成制度の利用 母子生活支援施設の入所 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者(福祉的支援の必要な妊産婦含む)への相談・対応・保護
<p>設置数 40か所(国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)</p>	<p>設置数 205か所(平成22年度)</p>	<p>設置数 都道府県 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所(平成22年4月1日現在)</p>	<p>設置数 2726か所(平成20年10月現在)</p>	<p>設置数 全国1242か所(平成21年10月1日現在)</p>	<p>設置数 全国49か所(平成22年4月1日現在)</p>
<p>実施主体 都道府県・指定都市・中核市</p>	<p>実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市</p>	<p>実施主体 都道府県・政令市・中核市・特別区</p>	<p>実施主体 市区町村(特別区を含む)、政令市</p>	<p>実施主体 都道府県・政令市・中核市・市(特別区を含む)・福祉事務所を設置する町村</p>	<p>実施主体 都道府県</p>

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保護・支援制度

助産施設	里親	養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)	乳児院	母子生活支援施設	婦人保護施設
<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。 例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者(出産一時金が42万円以上(産科医療保障制度3万円含む)以上支給される者を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を委託する制度 	<ul style="list-style-type: none"> 普通養子縁組:家庭裁判所の許可により成立。(民法第792条以下に規定) 特別養子縁組:家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。 ※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。(妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子ども同伴入所可能。)
<p>施設数 461か所(定員3,621人) (平成22年3月末現在)</p>	<p>設置数 委託里親数2,837人 (平成22年3月末現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。 	<p>設置数 全国124か所(平成22年3月末現在)</p>	<p>施設数 272か所(定員5,430世帯) (平成22年3月末現在)</p>	<p>施設数 全国49か所(定員1387人) (平成22年4月1日現在)</p>
<p>利用決定機関 福祉事務所</p>	<p>措置機関 児童相談所</p>		<p>措置機関 児童相談所</p>	<p>利用決定機関 福祉事務所</p>	<p>措置機関 婦人相談所</p>